

＜シンガポール税務・会計情報＞

シンガポール進出時の税務的留意点

－タックスヘイブン対策税制について－

2011年8月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

1. タックスヘイブン税制の概要..... 1
2. 地域統括会社におけるタックスヘイブン税制の留意点 3
3. 販売会社におけるタックスヘイブン対策税制の留意点..... 4

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所SCS Global Professionals (S) Pte Ltdに作成委託し、2011年8月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜シンガポール税務・会計情報＞

シンガポール進出時の税務的留意点 -タックスヘイブン対策税制について-

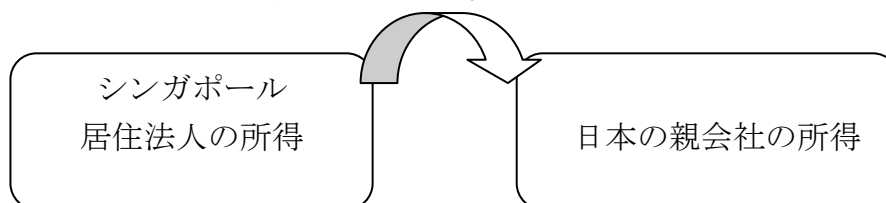
日本から東南アジア諸国への進出を計画している企業が、その第一歩として、シンガポールに子会社を設立するケースが多くなっています。進出形態はさまざまですが、多くの場合、東南アジアでの事業展開だけでなく、シンガポールの低い税率を享受して、グループ全体の実効税率を引き下げること、シンガポールでの拠点設立の目的となっています。

このような傾向の中、シンガポールの低い税率を享受するという目的を達成するために注意しなければならないのが、日本国におけるタックスヘイブン対策税制です。この税制は、実行税率の低い国の関係会社に利益を移転することにより、租税の回避をすることを防止するためのものです。シンガポールも低税率国であることから、シンガポールでの拠点設立は、場合によっては、租税回避と見なされてしまう可能性があるため、そのようなことがないよう、シンガポールでのビジネススキームのあり方を十分に考慮することが重要になります。

ここでは、まず、タックスヘイブン税制の概要を解説し、シンガポールへの代表的な進出形態である、地域統括会社と販売会社のケースにおいて、タックスヘイブン対策税制上、注意すべき点について述べます。

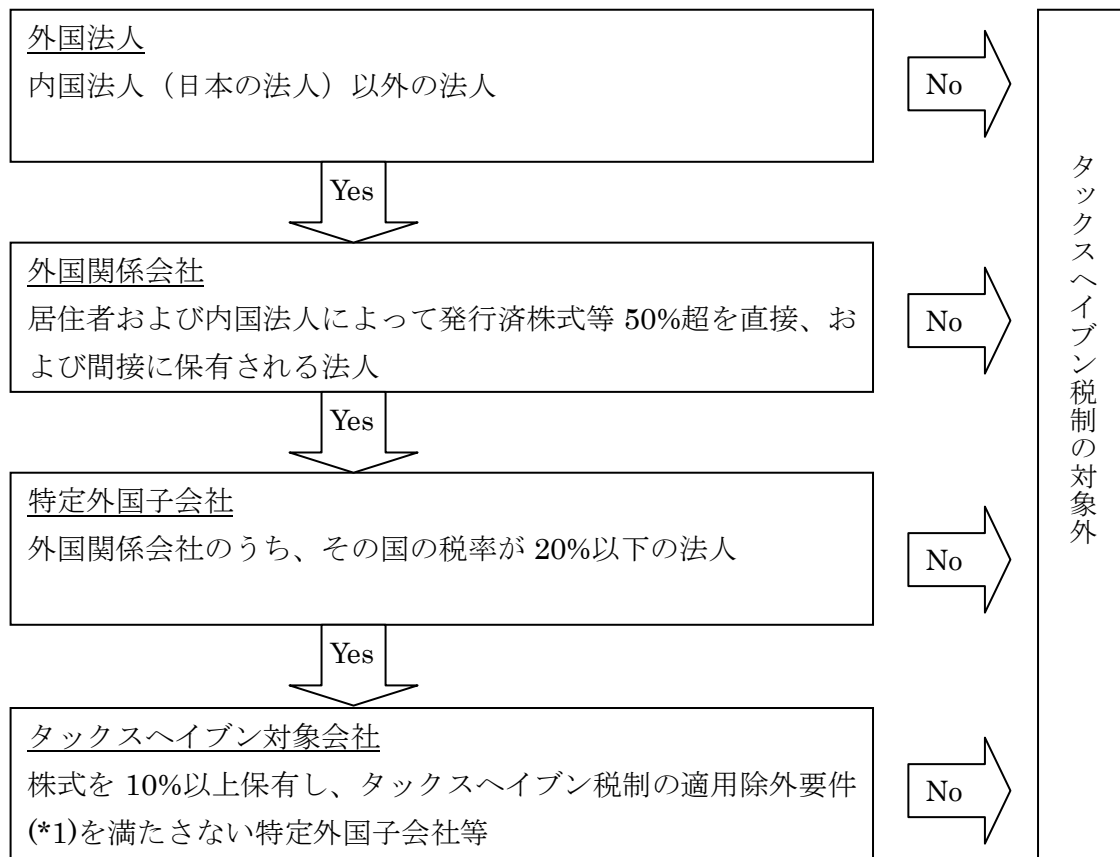
1. タックスヘイブン税制の概要

タックスヘイブン税制は、軽課税国に所在する関係会社を通じた課税回避に対して、当該海外関係会社の所得を日本の親会社の所得に合算して課税する制度です。日本から見た場合、シンガポールの法人税率（17%）は、タックスヘイブン税制に定められる基準税率（20%）を下回るため、軽課税国に該当し、タックスヘイブン税制対象国になります。



日本における二重課税は排除されますが、シンガポールと日本の税率の差異に相当する額に対し追加課税されます。

タックスヘイブン対策税制の対象となる会社は、下記のようになります。



(*1) 適用除外要件について

タックスヘイブン税制の適用除外とするためには、下記の①から④の基準をすべて満たす必要があります。

① 事業基準

主たる事業が株式の保有、債権の保有、知財の提供、船舶または航空機の賃貸でないこと。

② 実体基準

その国に主たる事業に必要な事務所等を有していること。

③ 管理支配基準

その国において、事業の管理、支配および運営を自ら行っていること。

④ 非関連者基準または所在地国基準

非関連者基準：卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業、または航空運送業を営む場合に適用。非関係会社との取引割合が50%超であること。

所在地国基準：上記以外の業を営む場合に適用。事業活動が、主として本店所在地国で行われていること。

2. 地域統括会社におけるタックスヘイブン税制の留意点

地域統括会社の場合、持ち株会社の機能を兼ねていることも多く、持ち株機能の方が主たる業務と見なされた場合、①の事業基準に抵触し、タックスヘイブン対策税制の対象になってしまうという問題があります。また、販売や調達の統括業務を行っている場合、関係会社間取引の割合が高くなり、④の非関連者基準を満たさなくなるという問題があります。

しかしながら、2010年度の税制改正によって、統括会社に対するタックスヘイブン対策税制の適用要件が緩和され、タックスヘイブン対策税制の対象とならない地域統括会社をシンガポールに設立することが容易になりました。

具体的には、①の事業基準と④の非関係者基準に、下記のような特例が設けられました。

➤ 事業基準の特例

海外持株会社の主たる事業が株式保有の場合であっても、「統括会社」が保有する「被統括会社」の株式については、事業基準の判定上「株式」に該当しないものと取り扱うことになりました。下記に、統括会社の定義を簡易的に記します。

統括会社の定義

以下のすべての要件を満たす特定外国子会社等

- ① 発行済株式総数の100%を直接・間接に保有されていること。
- ② 二つ以上の被統括会社(*2)に対して、事業に関わる一定の統括業務を行っていること。

- ③ 所在地国において、統括業務に係る固定施設および統括業務を行うに必要な従業者（専ら統括業務に従事する者であっても、当該特定外国子会社等の役員を除く）が存在すること。

(*2)被統括会社の定義

以下のいずれをも満たす外国法人

- ① 統括会社の関連者（50%超）のうち、統括会社が株式の総数の25%以上を直接、かつ、議決権の総数の25%以上を直接に有する外国法人。
 ※親会社からの出資と合わせて50%超
 ※内国法人等に係る同族関係者に係る関連者は除きます。
- ② 所在地国において実体のある事業活動を行っていること。

従って、地域統括会社として株式保有を通して、グループ管理を行う体制の構築が可能になります。

➤ 非関連基準の特例

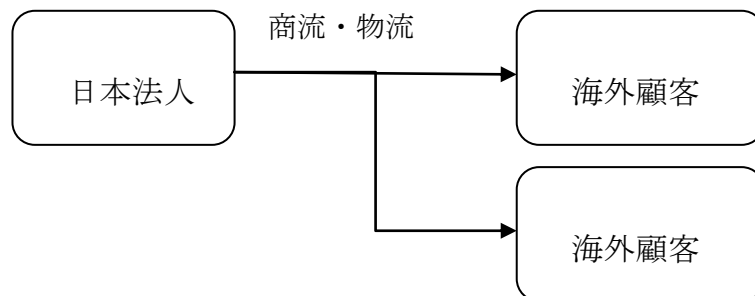
海外物流子会社(販売、または調達を業とする会社)の主たる事業が卸売業である場合において、海外物流子会社が統括会社に該当するときには、非関連者基準の判定上、被統括会社と行う取引については、「関連者取引」に該当しないものとして取り扱われることになりました。これにより、物流統括会社として、販売や調達に関する統括業務を機動的に行うことが可能になりました。

3. 販売会社におけるタックスヘイブン対策税制の留意点

シンガポールの低税率のメリットを享受する方法として、最も一般的に考えられるのが、シンガポールに販売会社を設立し、販売活動における利益をシンガポール法人に計上することです。販売会社の設立は、初期投資もそれほど必要なく、容易に考えられがちですが、この場合も、タックスヘイブン対策税制の規定に注意する必要があります。具体的には、上述の①から④の基準の内、②の実態基準、③の管理支配基準、そして、④の非関連者基準です。

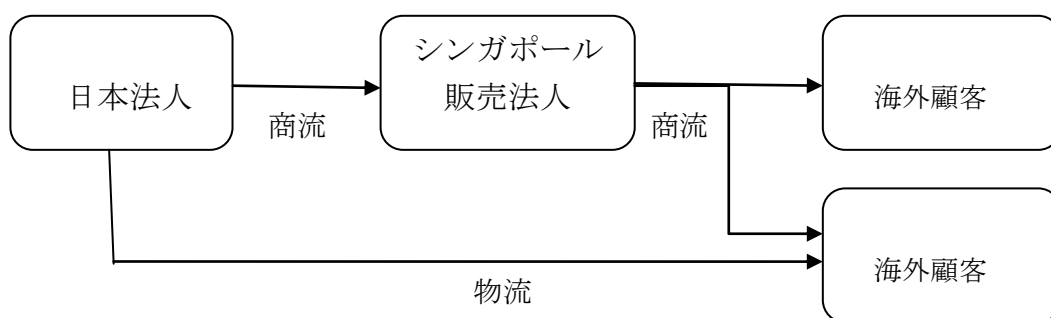
それぞれの留意点について、下記図を例にして記述します。

従来の商流と物流



(ビジネススキームの変更)

シンガポールに販売会社を設立した場合の商流と物流



実態基準の留意点

単にシンガポールに会社を設立するだけでは、ペーパーカンパニーと見なされ、実態基準を満たしたことになります。実際に業務を行うための施設、および人員を有する必要があります。実際に事務所を構え、主たる業務に従事する従業員が雇用され、然るべき業務をシンガポールで行っている必要があります。例えば、受発注業務、請求業務などが該当します。これらの業務を引き続き日本で行っている場合は、実態基準を満たしません。

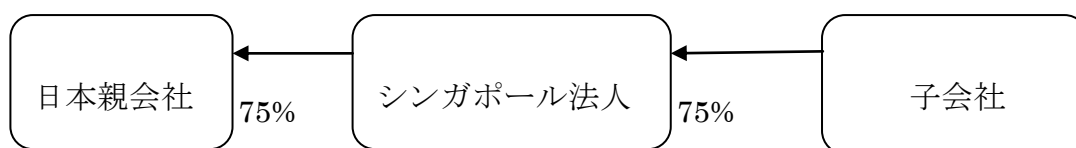
管理支配基準の留意点

たとえシンガポールに従業員がいて、しかるべき業務をシンガポールで行っているとしても、会社の運営上、重要な意思決定を日本で行っている場合、管理支配基準を満たさないため、注意が必要です。取引の承認などをシンガポールで行うため、取締役や、マネージャー職にあたる然るべき権限を持った者がシンガポールで会社運営をする必要があります。

非関連者基準

シンガポール法人で発生する売上の 50%超がグループ間取引からのものであ

る場合、非関連者基準を満たさなくなるので、注意が必要です。



この場合、シンガポール法人はグループ間取引を仲介するにすぎず、そもそもシンガポール法人が存在する必要がありません。一方で、例えば、日本の親会社から仕入をし、シンガポールで非関連会社へ売上を計上している場合は、非関連者基準を満たすことになります。

シンガポールに販売会社を設立する場合には、上記に基準を満たすかどうか、そのビジネススキームを十分考慮する必要があります。

(報告書作成委託先現地会計事務所：SCS Global Professionals (S) Pte Ltd)